

通知・事務連絡 No. 60

厚生省 春衛第一五〇号

昭和二十八年六月十二日

厚生 事務 次 官

各 都 道 府 県 知 事 殿

優 生 保 護 法 の 施 行 に つ い て

優生保護法の施行について当省から示達した通知は、相当多数に上るが、これらのうちには、数次の法令改正に伴い、すでに実質的には失効し又は無意味となっている

2. 法第六條第一項の再審査を申請できる期間(二週間)は、いわゆる不変期間であるから、この期間を経過すれば、法第五條第一項の決定は確定し、その理由のいかんを問わず再審査の申請をすることはできなくなる。

3. 法第九條の訴の提起は、東京地方裁判所に対して行うべきものであること。

4. 審査を要件とする優生手術は、本人の意見に及してもこれをを行うことができるのであること。但し、この場合に手術を施行することができるためには、優生手術を行うことが適当である旨の決定が確定した場合、すなわち、手術を受けなければならぬ者が、優生手術の実地に関して不服があるにせいかかわらず、法第六條の規定による再審査の申請又は第九條の規定による訴の提起を法定の期間内に行わないために、都道府県優生保護審査会の決定が確定した場合、優生手術を行うことが適当である旨の判決が確定した場合でなければならぬこと。この場合に許される強制の方法は、手術を以て必要を最小限度のものでなければならぬので、なるべく有形方の行使はつつまなければならぬが、それ以外の具体的各場合に依り

ては、真にやむを得ない限度において身体の拘束、麻酔薬施用又は致傷等の手段を用いることも許される場合があると解して可なり。

第二 人工妊娠中絶について

一 一般的事項

法第二條第二項の「胎児が母体外において生命を保障することのできない時期」とは、通常、妊娠八月未満をいうものであること。従って、妊娠八月以上すなわち人工中絶を行うような時期に至つたものについては、本法による人工妊娠中絶は行ふことができないこと。

二 指定医師

優生保護法指定医師でない者は、本法による人工妊娠中絶は行うことができないこと。